

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成28年10月24日付けをもって、大分県医療・福祉労働組合連合会執行委員長日野智子から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年10月28日

大分県知事 広瀬勝貞

- 1 事件
賃金保障及び一時金改善、労働条件の改善等の要求に関する件
- 2 日時
平成28年11月11日午前零時以降本件の解決に至るまでの期間
- 3 場所
大分市古ヶ鶴1丁目1番15号
大分健生病院
宇佐市大字南宇佐1655番地
宇佐病院
別府市光町14番3号
山本病院
- 4 概要
同盟罷業を含むあらゆる形の争議行為を行う。